

## I C T 施工実施要領（舗装工）

### 1. 主旨

この要領は、 I C T 施工の推進を図るため、 I C T 技術を活用した施工を実施するにあたり必要な事項を定める。

### 2. I C T 施工の概要

I C T 施工とは、以下に示す施工プロセスの各段階において、 I C T 技術を活用する工事である。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ I C T 建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、 I C T 施工は、 I C T 技術の活用内容により下記のとおり分類する。

名 称	I C T 技術を活用する段階
I C T 活用工事	①～⑤全てで I C T 技術を活用
I C T 建設機械による施工	②・③のみで I C T 技術を活用
簡易型 I C T 活用工事	②・④及び⑤で I C T 技術を活用

### 3. 対象工事（※災害復旧工事は施工者希望型のみとする）

I C T 施工の対象工事は、発注者指定Ⅰ型、発注者指定Ⅱ型、発注者指定Ⅲ型、施工者希望型に分けて発注するものとし、それぞれ以下の条件を満たし、かつ特記仕様書において発注者が指定する工事とする。

#### (1) 発注者指定Ⅰ型

舗装面積が2,000m<sup>2</sup>以上を目安として発注者が指定する工事で、「 I C T 活用工事」を前提として発注する工事。

#### (2) 発注者指定Ⅱ型

舗装面積が2,000m<sup>2</sup>以上を目安として発注者が指定する工事で、「 I C T 建設機械による施工」を前提として発注する工事。

なお、契約後、受注者からの提案・協議を経て、「 I C T 活用工事」への変更を可とする。

#### (3) 発注者指定Ⅲ型

舗装面積が1,000m<sup>2</sup>以上を目安として発注者が指定する工事で、「簡易型 I C T 活用工事」を前提として発注する工事。

なお、契約後、受注者からの提案・協議を経て、「 I C T 活用工事」への変更を可とする。

#### (4) 施工者希望型

(1)～(3)に該当せず、路盤工を伴う発注者が指定する工事で、契約後、受注者からの提案・協議を経て、「 I C T 活用工事」、「 I C T 建設機械による施工」または「簡易型 I C T 活用工事」に変更する工事。

なお、協議の結果、「 I C T 活用工事」、「 I C T 建設機械による施工」または「簡易型 I

「ICT活用工事」を行わない場合は、本要領によらず施工できるものとする。

対処工事の名称		施工量目安	備考
(1)	発注者指定Ⅰ型 (ICT活用工事)	路盤工2,000m <sup>2</sup> 以上	
(2)	発注者指定Ⅱ型 (ICT建設機械による施工)	路盤工2,000m <sup>2</sup> 以上	
(3)	発注者指定Ⅲ型 (簡易型ICT活用工事)	路盤工1,000m <sup>2</sup> 以上	
(4)	施工者希望型	(1)～(3)に該当しない工事で 路盤工を伴う工事	

#### 4. 対象工種

ICT施工の対象工種は、工事積算体系ツリーにおける下記とする

表—1 対象工種種別

工事区分	工種	種別
・舗装 ・水門	・舗装工	・アスファルト舗装工 ・半たわみ性舗装工 ・排水性舗装工 ・透水性舗装工 ・グースアスファルト舗装工 ・コンクリート舗装工
・築堤・護岸 ・築堤護岸 ・砂防堰堤	・付帯道路工	

#### 5. 取組内容

##### ① 3次元起工測量

起工測量において、下記1)～5)の方法により3次元測量データを取得するため  
に測量を行うものとする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) トータルステーション等光波方式を用いた起工測量
- 3) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

原則面管理とする。

②3次元設計データ作成

発注図書や5. ①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。ICT建設機械による施工のみを実施する場合には、施工に必要な3次元データを作成する。

③ICT建設機械による施工

5. ②で得られた3次元設計データまたは施工用に作成した3次元データを用いて、表-2に示す技術（ICT建設機械）により施工を実施する。なお、活用技術などについては表-2を参照。

④3次元出来形管理等の施工管理

5. ③により施工された工事完成物について、ICTを活用して施工管理を実施する。

<出来形管理>

下記1)～5)のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 2) トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理
- 3) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

発注工事内の仕上がりの層およびその一つ下の層については、原則面管理を実施するものとし、上記以外の層の面管理は任意とする。

⑤3次元データの納品

5. ④により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として納品する。

表一2 適用工種

段階	活用技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量/3次元出来形管理等の施工管理	地上型レーザースキャナーを用いた起工測量／出来形管理技術（舗装工）	測量 出来形計測 出来形管理	—	○	△	①②⑥	舗装
	TS等光波方式を用いた起工測量／出来形管理技術（舗装工） (面管理が必要でない層および面管理が必要な層の不可視箇所で適用)	測量 出来形計測 出来形管理	—	○	△	①③	舗装 付帯構造物設置工
	TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量／出来形管理技術（舗装工）	測量 出来形計測 出来形管理	—	○	△	①④	舗装
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量／出来形管理技術（舗装工）	測量 出来形計測 出来形管理	—	○	△	①⑤	舗装
ICT建設機械による施工	・3次元マシンコントロール技術 ・3次元マシンコントロール技術	まきだし 敷均し 整形	ICT建設機械	○	△	—	

## 【関連要領等一覧】

- ①3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編
- ②地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
- ③TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
- ④TS（ノンプリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
- ⑤地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・要領（舗装工事編）（案）
- ⑥地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）一国土地理院

【凡例】○：適用可能 △：一部適用可能 —：適用外

## 6. 特記仕様書への記載事項

発注者は、別途定める特記仕様書を添付し、ICT施工の対象工事であることを明示すること。

## 7. ICT施工の実施に関する協議

受注者は、契約後から施工計画書の提出までの間に、ICT活用計画書（様式－1）により監督員と協議すること。

## 8. 工事成績評定における加点

ICT活用工事を実施した場合、創意工夫における【施工】「起工測量から電子納品までの全ての段階でICTを活用した工事」において、4点の加点とすること。

ICT建設機械による施工、または簡易型ICT活用工事を実施した場合、創意工夫における【施工】「起工測量から電子納品までの何れかの段階でICTを活用した工事（電子納品のみは除く）」において、2点の加点とすること。

## 9. ICT施工の導入における留意点

受注者が円滑にICT施工を導入し、活用できる環境整備として、以下を実施すること。

### 9-1 施工管理、監督・検査の対応

ICT施工を実施するにあたって、国土交通省から発出されている施工管理要領、監督検査要領（表－2【関連要領等一覧】）に則り、監督・検査を実施すること。

監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

### 9-2 3次元設計データ等の貸与

発注者は、ICT施工に必要となる詳細設計において作成したCADデータ、およびICT施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与すること。

### 9-3 工事費の積算

発注者は、発注に際して石川県又は国が定める積算基準（ICT）等に基づき積算を実施すること。また、以下（1）～（4）の積算方法について、契約後、受注者からの提案・協議を経て、「ICT活用工事」、「ICT建設機械による施工」、「ICT建設機械による施工・3次元施工管理」または「簡易型ICT活用工事」に変更する場合は、適切に経費を計上し、設計変更すること。

#### （1）発注者指定I型における積算方法

発注者は、発注に際して石川県又は国が定める積算基準（ICT）等に基づき積算を実施すること。

現行基準による2次元の設計ストック等によりICT施工を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経

費及び3次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、設計変更すること。

詳細設計において、3次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与すること。

貸与する3次元設計データに3次元測量データを含まない場合は、受注者に3次元起工測量及び貸与する3次元設計データの合成を実施させ、これらにかかる経費についての見積り提出を求め、設計変更すること。

また、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品を指示するとともに、経費については、当初設計で計上すること。

#### (2) 発注者指定Ⅱ型における積算方法

発注者は、発注に際して石川県又は国が定める積算基準（ICT）等に基づき積算を実施すること。

現行基準による2次元の設計ストック等によりICT施工を発注する場合、受注者に3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、設計変更すること。

詳細設計において、3次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与すること。

#### (3) 発注者指定Ⅲ型における積算方法

発注者は、発注に際して石川県又は国が定める積算基準（ICT）等に基づき積算を実施すること。

現行基準による2次元の設計ストック等によりICT施工を発注する場合、受注者に3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、設計変更すること。

詳細設計において、3次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与すること。

また、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品を指示するとともに、経費については、当初設計で計上すること。

土工および下層路盤工が含まれる工事において、下層路盤工のみを簡易型ICT活用工事の対象とする場合は、路床工の完了時点で、下層路盤工着手前の3次元起工測量を実施し、見積りに基づく費用を変更で計上すること。

ただし、下層路盤工の厚さ管理を従来の管理手法で行う場合は、下層路盤着手前の3次元起工測量は不要とし、見積りによる費用計上は行わないものとする。

また、前工事が完成した際に3次元出来形測量を実施しておらず、3次元測量データがない場合も、上記と同様の取り扱いとする。

#### (4) 施工者希望型における積算方法

発注者は、発注に際して石川県又は国が定める積算基準（従来施工）に基づく積算を実施すること。ただし、契約後の協議において受注者からの提案により「ICT活用工事」、「ICT建設機械による施工」または「簡易型ICT活用工事」を実施する場合、石川県又は国が定める積算基準（ICT）等に基づく積算に落札率を乗じた価格により設計変更を行うこと。

### （5）3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品に係る費用

3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に石川県又は国が定める積算基準（ICT）等に基づき補正係数を乗じるものとする。

なお、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の1)～5)とし、それ以外の出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) 上記1)～4)に類似する、その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

### 9－4 総合評価

総合評価の対象工事となる場合は、「〇〇工事の総合評価方式に係る技術資料作成要領」の4. 総合評価に関する事項（2）入札の評価に関する基準の表にある、技術提案の評価基準内に、下記を記載すること。但し、ICT施工に係る技術について技術提案を求める場合は、下記を記載しない。

「本工事では、特記仕様書に記載されるICT施工にかかる技術の活用については、評価対象外とするため記載しないこと。」

### 9－5 現場研修会等の実施

受注者は、発注者からの求めに応じて、ICT施工の推進を目的として、技術研修会を実施すること。

### 10. 活用効果の検証

受注者は、発注者からの求めに応じて、県の発注工事として新たな取組を行う場合には、当該技術の活用効果の検証に協力するものとし、発注者が必要と認める資料を提出すること。

### 11. 技術の改善

受注者は、発注者からの求めに応じて、当該技術の新たな開発・改善に向け建設機械メーカーとの意見交換会や必要と認められる試験施工等を行うこと。

### 12. 普及・促進への取組

「i-Construction」の推進に向けた普及・促進を目的とし、i-Construction推進コンソーシアムが公表するi-Constructionロゴマークを使用マニュアルに沿って、ICT建設機械、工事看板（別図1）及びその他有効と認められる箇所に使用すること。

なお、上記に掛かる費用は、現場環境改善費（率分）の対象としてもよい。

### 13. その他

本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者で協議の上、これを定めるものとする。

#### 附則

この要領は、平成 29 年 6 月 14 日から適用する。

#### 附則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附則

この要領は、平成 30 年 7 月 1 日から適用する。

#### 附則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附則

この要領は、令和 6 年 2 月 1 日から適用する。

#### 附則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

■工事看板参考図（別図1）



工事看板

- 工事看板に i-Construction のロゴマーク及び「この工事は、3次元データ等を活用して施工・管理する ICT 工事です」と記載する。